

一 般 仕 様 書

- 1 作業実施に当たっては、すべて誠意をもって実施し、仕様書及び図面に疑義のあるときは、町に申し出て、その指示を受ける。
- 2 作業実行のための諸施設及び労働者の管理については、労働関係法規その他法令の定めるところに従い違反しないこと。特に労働災害防止対策の徹底とともに、労働災害発生時等の緊急時に的確、迅速な措置をとることができる体制を整えておく。
- 3 作業中に事故等が発生した場合は、直ちに町に報告すること。
- 4 作業地内の火災予防並びに、山火事防止に万全の措置を講ずる。
- 5 作業終了に際しては、町の指示に従い作業現場の片付けを行う。
- 6 本作業の実施に当たり、仕様書に明記されていない事項は、受託者において実施し、その費用は受託者の負担とする。

境 界 明 認 行 為 仕 様 書

- 1 委託場所は、下表及び別添図面のとおりとする。

大字	字	地番	面積	境界杭 設置箇所数	管理番号
柳瀬石見	中澤	1536	1.38ha	44	I05
小川柳野	ヲヽツエ	3590	0.90ha	29	G21
小川縦ノ木山	泉屋式	5486	65.30ha	290	G22
		5489			

- 2 完了期限は、令和9年2月26日までとする。
- 3 業務実施に当たっては、町と打合せを行い、その都度記録し、相互に確認すること。
- 4 杭は国土調査等の境界杭に隣接させて設置し、「いの町」と刻印した面を町有林の外側に向けて設置する。なお、岩盤等により杭の設置ができない場合は、杭の設置箇所を変えることができる。
- 5 設置した杭の位置がわかる図面を作成し、提出すること。また、国土調査の境界杭に隣接させて杭を設置できなかった場合は「国土調査の境界杭から〇〇m北側に設置」というようにまとめること。
- 6 杭を設置した箇所の隣接木（造林木）には、目印となるペンキ及び樹木テープを設置すること。目印等の位置及び設置方法は別図のとおりとする。なお、周囲に造林木がない場合は、広葉樹等に目印をつけても差し支えない。
- 7 杭と杭の間隔がひらいており、次の杭が見通せない場合は、中間箇所の造林木にペンキで目印をつけること。なお、目印の位置については前項のとおりとする。
- 8 使用する資材のうち指定があるものは、下表のとおりとする。

区 分	名 称	規 格	備 考
杭	カールイ A-60	45mm角、長さ600mm	・側面の一面に「いの町」を刻印 ・キャップカラーは黄色 ・アルミ No. プレート設置タイプ ・デザインは別図を参照
プレート	アルミ No. プレート	直径28mm、刻印 C タイプ	・デザインは別図を参照
プレート留め具	ステンレス止釘	直径5.5mm、長さ26mm	
ペンキ	水性ペンキ	1.6L	・白色
樹木テープ	めじるしテープ	幅30mm、長さ100m、Cタイプ	・ピンク色、無地

- 9 複数箇所において、施行前・後の状況が比較できる写真を同じ位置から撮影すること。
- 10 その他作業実施に当たって疑義のある場合またはこの仕様書により難しいことが生じた場合は、町に申し出て、その指示を受ける。

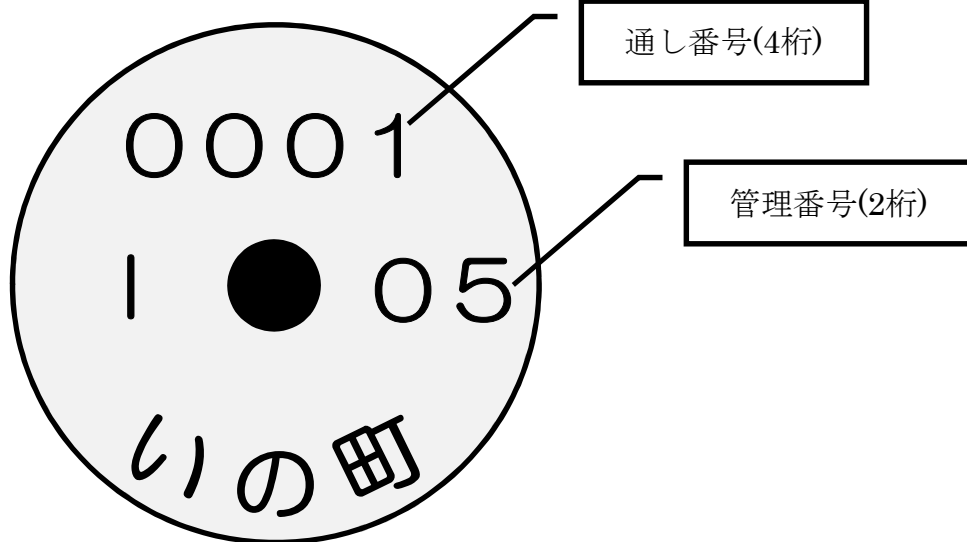
別図

【杭】



「いの町」の刻印は側面の一カ所のみ

【プレート】



【目印等の位置及び設置方法】

